

入 札 説 明 書

天理桜井幹線道路
屋外広告物実態調査

交 付 期 間

自：令和5年6月30日

至：令和5年7月19日

入 札 説 明 書

奈良県が実施する天理桜井幹線道路屋外広告物実態調査業務に係る入札公告（公告日令和5年6月30日）に基づく一般競争入札については、奈良県会計規則及び奈良県契約規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとします。

1 当業務に関する事項

(1) 業務の名称

天理桜井幹線道路屋外広告物実態調査

(2) 業務期間

契約締結日から令和5年10月31日まで

(3) 履行場所

国道169号線（窪之庄南交差点の南側天理市内から桜井市内の阿部交差点及び桜井警察署東交差点まで）及び県道15号桜井明日香吉野線（阿部交差点から奥山交差点の東側桜井市内まで）

天理市・桜井市

(4) 業務の仕様

天理桜井幹線道路の屋外広告物の測定等
詳細は別添仕様書のとおり

2 当業務の入札契約事務に関する事項

入札契約事務を担当する部課等の名称と所在地

〒630-8501 奈良市登大路町30番地

奈良県水循環・森林・景観環境部

景観・自然環境課 景観・屋外広告係

電話番号 0742-27-8752

FAX番号 0742-22-8276

3 入札参加資格

本件入札に参加できる資格を有する者は、次に掲げる要件をすべて満たした者でなければなりません。

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。

(2) 奈良県建設工事等請負契約に係る入札参加停止措置要領による入札参加停止措置を受けていないこと。

(3) 会社更生法（平成14年法律第154号）第17条の規定による更生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（更生手続き開始の決定を受けた者を除く。）

(4) 平成12年3月31日以前に民事再生法（平成11年法律第225号）附則第2条による廃止前の和議法（大正11年法律第72号）第12条第1項の規定による和議開

- 始の申し立てをしていない者であること。
- (5) 平成12年4月1日以降に民事再生法第21条の再生手続き開始の申し立てをしていない者又は申し立てをなされていない者であること。（再生計画の認可の決定を受けた者を除く。）
- (6) 建設工事等に係る競争入札の参加資格等に関する規程（平成8年12月10日奈良県告示第427号）による建設工事等請負資格者のうち測量業務（一般測量）に登録している者であること。
- (7) 令和5年度に県土マネジメント部の測量業務入札参加資格を有する者のうち、天理桜井幹線道路を所管する奈良土木事務所又は中和土木事務所の業務管内業者であること。
- (8) 等級：A等級（A1グループを含む）であること。
- (9) この業務の期間中、複数の技術者を配置できること。
なお、そのうち1名は測量士の資格を有する技術者を配置できること。
また、配置する技術者は雇用関係（代表者可）にある者とし、そのうち主任技術者にあつては、競争入札参加資格確認申請書の提出の日以前に3か月以上の雇用関係（代表者可）にあること。

4 入札説明書の交付

- (1) 日時 **令和5年6月30日（金）～ 令和5年7月19日（水）**
午前9時00分から午後4時30分まで
（土曜日・日曜日・祝日及び、平日正午から午後1時までを除く）
- (2) 場所 2に示す場所及び**奈良県のホームページ**

5 質 問

入札説明書、仕様書等に関して質問がある場合は、下記の期間に2の担当課まで提出願います。

- (1) 提出期間 令和5年7月14日（金） 午後4時まで
- (2) 提出方法 持参またはFAXによる送信
2の担当課に受信の確認をして下さい。
※FAXの件名は、「天理桜井幹線道路屋外広告物実態調査に関する質問」として下さい。
- (3) 質問の回答 令和5年7月20日（木）（予定）より奈良県のホームページにて閲覧に供します。

6 入札の手続き

- (1) 入札書の提出について

入札書は入札公告第3に示す期間内に、書留郵便により提出してください。ただし、奈良県の休日を定める条例（平成元年3月奈良県条例第32号）第1条第1項に規定する県の休日（以下「県の休日」といいます。）を除きます。

(2) 入札書の作成について

ア 郵送のあて先は次のとおりです。

〒630-8501

奈良市登大路町30番地

奈良県景観・自然環境課景観・屋外広告係

イ くじをする場合にくじを引く順番を決定する予備くじの順番は、入札書の到着順となります。

ウ 入札書は、あて先に到着したことをもって提出されたものとします。

エ 一度書留郵便により提出された入札書を引き換え、変更し、又は取り消すことは出来ません。

オ 入札は、総計金額で行います。落札決定にあたっては入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税の係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載してください。

カ 入札書の提出は、**書留郵便**に限ります。入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和5年7月25日開札天理桜井幹線道路屋外広告物実態調査 入札書在中」と朱書きし、入札書を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしたもの）を入れ、期限までに到着するように発送してください。

キ 入札者は、入札書の記載事項を訂正した場合は、当該訂正部分について入札書に押印したものと同一印を押印しておかなければなりません。ただし、入札書記載の価格を加除訂正することはできません。

ク 提出期限 令和5年7月24日(月)まで（午後4時必着）

7 入札及び開札に関する事項

(1) 当該入札に関する事務を担当する部署の名称 2と同じ

(2) 入札、開札の日時及び場所

令和5年7月25日(火) 午前10時00分

奈良県庁本庁舎6階 入札室

8 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。

なお、無効の入札をした者については、再度の入札に加わることはできません。

(1) 入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札

(2) 入札書に記名押印を欠く入札

(3) 入札書に重要な文字の誤脱等があることにより必要な事項を確認できない入札

(4) 入札書記載の価格を加除訂正した入札

- (5) 同一入札者がなした同一事項についての2以上の入札
- (6) 入札に際して公正な入札の執行を害する行為があったと認められる入札
- (7) 入札金額の内訳書が入札書と同時に提出がなく、又は必要な事項が確認できない入札
- (8) 競争入札参加資格確認申請書及び施工体制確認調査で要求する資料等に虚偽の記載をした者の行った入札
- (9) 入札書の提出期限（令和5年7月24日（月）午後4時必着）を過ぎて到着した入札

※県庁内で、郵便の仕分けに時間を要しますので、余裕を持って応札してください。

- (10) 奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第7条に該当する入札又は入札に関する条件に違反した入札
- (11) 開札の日までの間において入札参加停止又は参入制限を受けた者等、開札時点において入札公告第2に定める競争入札に参加する者に必要な資格のない者の行った入札
- (12) その他入札に関する条件に違反した入札

9 開札及び落札候補者の決定方法

- (1) 開札は、入札書を郵送してきた全ての入札者、またはその代理人が出席して行うものとします。ただし、入札書を郵送してきた参加者が立ち会わないときは、入札執行事務に関係のない職員を立ち会わせてこれを行う場合があります。
- (2) 予定価格及び最低制限価格の制限の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行ったものを落札候補者とします。
- (3) 落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」で決定します。ただし、「くじ」を辞退することは出来ません。なお、「くじ」を行う場合、開札に引き続いて行います。

10 開札の立会及びくじの方法

- (1) 立会は任意ですが、9（3）のように、落札候補者となるべき同価格の入札者が2者以上ある場合は、「くじ」により契約優先順位を決定します。
- (2) 立会を希望する場合、7（2）の場所に開札時間までにお越しください。開札時間以降は入室できません。
- (3) 立会人は、入札者若しくは、入札者の従業員、入札者の指名した者のうち1名に限り認めます。入札者自身が立ち会う場合は運転免許証等の氏名を確認できるもの、従業員及び指名した者は、その証明となるもの（従業員証、入札者が作成した立会人指名書等）を持参してください。（様式任意。ただし、入札書に押印した代表者印を押印してください。）
- (4) 立会人がいない入札者が落札候補者となった場合、本入札事務に関係のしない奈良県職員がくじを引きます。

11 競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査の実施

開札後、落札候補者となった者に対し競争入札参加資格の確認を行います。参加資格が確認できない場合は失格となります。この場合、次順位者を落札候補者として競争入札参加資格の確認を実施します。

開札後、落札候補者となった者は、下記により競争入札参加資格確認申請書等及び施工体制確認調査書類を提出してください。

(1) 競争入札参加資格確認申請書

「競争入札参加資格確認申請書」(様式S1)

* 測量法第55条の8第1項の規定に基づき近畿地方整備局に提出した書類の写し(登録の状況を確認できる頁の写し)

(2) 施工体制確認調査提出書類

ア 「施行体制確認調査報告書」(様式1)

イ 「業務履行に関する実施体制図(測量等調査業務)」(様式2)

ウ 「配置予定技術者名簿(測量等調査業務)」(様式3)

エ 「積算内訳表(測量等調査業務)」(様式4)

オ 「手持ち機械等の状況」(様式5)

* 各様式の記載要領を十分確認してください。記載内容が記載要領に沿わない場合は失格となることがあります。また、記載内容を証明するための添付資料を必ず添付してください。

* 書類の記載もれ、添付もれがないことを十分確認のうえ、提出してください。

* 下記の場合も適正な業務の確保がなされないおそれがあると判断され失格となります。

ア 施工体制確認調査に協力しない場合。

イ 配置予定技術者の資格等が入札条件等に適合しない場合。

ウ 提出書類が設計仕様等に適合しない場合。

エ 提出書類が入札金額に適合しない場合。

オ 法令違反や契約上の基本事項違反等があると認められる場合。

カ 上記のほか、適正な業務の確保がなされないおそれがあると認められる場合。

(3) 提出部数 各1部

(4) 提出期限 入札公告第3に示す期限までに提出してください。

* 期限までに提出されない場合は失格となります。

* 次順位者が落札候補者となった場合の提出期限は、別途指示します。

(5) 提出方法 持参により提出してください。

(6) 提出書類の作成等

ア 作成及び提出にかかる費用は申請者の負担とします。

イ 提出書類は、競争入札参加資格の確認以外に提出者に無断で使用しません。

ウ 提出書類は返却しません。

12 契約書の作成

- (1) 奈良県契約規則第17条第1項の規定に基づき落札後、遅滞なく契約を締結するものとします。
- (2) 契約書を2通作成し、双方各1通保有することとします。
- (3) 契約書の作成に要する費用はすべて落札者の負担とします。

13 保証金

(1) 入札保証金

入札保証金は奈良県契約規則（昭和39年5月奈良県規則第14号）第4条に定めるところによります。

(2) 契約保証金

契約の相手方は、落札金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付するものとします。ただし、契約の相手方が奈良県契約規則（昭和39年5月25日奈良県規則第14号）第19条第1項ただし書各号に該当する者であるときは、免除します。

14 その他の事項

(1) 落札決定後、契約締結までの間に、落札者が入札参加資格を失ったり又は入札参加停止の措置を受けた場合は契約を締結しません。

(2) 暴力団排除条例による契約の解除

契約締結後、契約の相手方が次のいずれかに該当すると認められるときは契約を解除することがあります。契約を解除した場合は、契約金額の100分の10に相当する額の損害賠償義務が生じます。

- ① 役員等（法人にあつては非常勤を含む役員及び支配人並びに支店又は営業所の代表者、その他の団体にあつては法人の役員と同等の責任を有する者、個人にあつてはその者及び支配人並びに支店又は営業所を代表する者をいう。以下同じ。）が暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴対法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- ② 暴力団（暴対法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員が経営に実質的に関与しているとき。
- ③ 役員等が、自社、自己若しくは第三者の不正な利益を図り、又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用しているとき。
- ④ 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど直接的若しくは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、又は関与しているとき。
- ⑤ 役員等が、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有しているとき。
- ⑥ 本契約に係る下請契約等に当たって、上記①から⑤のいずれかに該当する者をその相手方としていた場合において、奈良県水循環・森林・景観環境部景観・自然環境課長が契約の相手方に対して下請契約等の解除を求め、契約の相手

方がこれに従わなかったとき。

- ⑦ 本契約の履行に当たって、暴力団又は暴力団員から不当介入を受けたにもかかわらず、遅滞なくその旨を奈良県水循環・森林・景観環境部長に報告せず、又は警察に届け出なかったとき。
- (3) 入札に参加しようとする者は、関係法令を遵守し、信義誠実の原則を守り県民の信頼を失うことのないよう注意してください。

入札に参加される皆様へ！

今回実施する入札は、予定価格及び最低制限価格を事前公表する郵便型の一般競争入札です。

開札後、落札の決定を保留し、落札候補者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行ったうえで落札者を決定し、後日、その結果を閲覧に供します。

また、競争入札参加資格確認の結果によっては最低額の入札者であっても、落札者とならない場合があります。この場合、落札候補者の次順位者に対し競争入札参加資格の確認及び施工体制確認調査を行い、落札者が決定するまで順次調査を実施します。

入札書について、次の①から④に従って提出して下さい（これによらない入札は無効となります）。

- ① 入札書は、必ず書留郵便で送ってください。持参による提出は認めません。
- ② 入札書の名義は本人名義に限ります。
- ③ 入札書は二重封筒とし、表封筒に「令和5年7月25日開札天理桜井幹線道路屋外広告物実態調査 入札書在中」と朱書きし、入札書を入れた中封筒（直接提出する場合と同様に封印・封緘等の処理をしたもの）を入れ、期限までに到着するように発送してください。
- ④ 提出期限を過ぎて到着した入札書は、いかなる理由があっても受理しません。余裕をもって郵送するようにしてください。

入札書の提出期限 令和5年7月24日（月） 午後4時必着

- | | |
|--------------|-----------------------|
| 1. 委託業務名 | 天理桜井幹線道路屋外広告物実態調査 |
| 委託業務番号 | — |
| 2. 入札(開札)年月日 | 令和5年7月25日(火) 午前10時00分 |
| 3. 予定価格 | 事前に公表します |
| 4. 最低制限価格 | 設定します |

- 開札の立会を希望する入札者は受付時間までに開札会場へお越しください。
- 入札参加者の受付時間は、 午前9時45分～午前10時00分

●入札開始時間は、午前10時00分

●開札開始前に入札者または代理人の確認を行いますので、本人であることを証明できる運転免許書等を必ず持参してください。代理人はその際、入札者の従業員証や、入札者が指名したことを証する書類を提出してください。

●入札金額が同額2者以上の場合は、くじによる順位決定を行います。入札者または代理人にくじを引いていただきますが、来られない場合は代わりに入札執行事務に係のない職員がくじを引きます。

●入札執行回数は、1回です。

●後日、競争入札参加資格確認申請書及び競争入札参加資格確認資料に基づき、配置予定技術者等の書類審査を行いますので、落札者の決定は保留します。

●次のような場合は、入札は失格又は無効となりますので注意してください。

①書類のあて先が、「市町村長等他団体」あてとなっている場合

②業務名、業務番号、業務場所等の誤字・脱字はもちろん、必要事項が記載されていなかった場合

③入札金額が訂正がされていた場合（訂正印が押されていた場合も含む）

④代理人が立会される場合において、提出された書類に記載の誤りがある場合や入札者の押印がなされていない場合

●次のような場合は、開札に立会できませんので注意してください。

①立会者が誰であるかが確認できない場合

②代理人が立会される際、代理人と見なせる証明を持っていなかった場合 等

●その他

代表者又は受任者（競争入札参加資格審査申請において、代表者から契約締結権限等の委任を受けている者をいいます。）に変更がある場合は、速やかに「競争入札参加資格審査申請書記載事項変更届出書」を提出してください。

なお、変更の事実発生以降は、変更後の契約締結権限等を有する者の名義で入札手続を行ってください。

●次のような場合は、入札は失格又は無効となりますので注意してください。

①入札金額が入札書比較価格より高い額である場合

②入札金額が最低制限比較価格より低い額である場合

③開札後、競争入札参加資格確認申請書、施工体制確認調査書類の提出がない場合、提出書類に不備がある場合又は聞き取り調査に応じない場合

●そのほか、失格等となる具体例をいくつか例示しますのでご参照ください。

<次のような場合に入札は無効又は失格となります>

- 業務名を誤って記載した：『道路維持修繕業務』を『河川維持修繕業務』と記載したような例
- 誤字・脱字：『〇〇〇道路改良業務』とすべきところを『□□□道路改良業務』と記載したような例や、下記のように入札書の金額欄に額の位を間違えて記入したような例

※入札書に『1千5百万円』と記入しようとして

	億		百			千			円
	1	5	0	0	0	0	0	0	—

円と記載

【施工体制確認調査の提出期限】

令和5年7月27日（木） 午後4時まで

【提出場所】

奈良県庁 本庁舎4階 景観・自然環境課 景観・屋外広告係

【聞き取りを行う場合】

奈良県庁 本庁舎4階 景観・自然環境課 会議室

奈良県水循環・森林・景観環境部 景観・自然環境課